

2(18)を準用する。

9 複合型サービス費

(1)～(3) (略)

(4) サテライト体制未整備減算について

① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「本体事業所」という。）が(8)に掲げる訪問看護体制減算を届出している場合に、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものである。例えば、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本体事業所及び当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が共にサテライト体制未整備減算を算定することとなる。

②・③ (略)

(5) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算について

2の(5)を準用する。

(6) 注7の取扱い

2の(6)④を準用する。

(7) 注8の取扱い

2の(7)を準用する。

(8)～(11) (略)

(12) 認知症加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(7)を参照すること。

(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について

5(8)を準用する。

(14) 若年性認知症利用者受入加算について

3の2(14)を準用する。

(15) 栄養アセスメント加算について

3の2(15)を準用する。

(16) 栄養改善加算について

3の2(16)を準用する。

(17) 口腔・栄養スクリーニング加算について

3の2(17)を準用する。

(18) 口腔機能向上加算について

2(17)を準用する。

9 複合型サービス費

(1)～(3) (略)

(4) サテライト体制未整備減算について

① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「本体事業所」という。）が(5)に掲げる訪問看護体制減算を届出している場合に、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものである。例えば、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本体事業所及び当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が共にサテライト体制未整備減算を算定することとなる。

②・③ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5)～(8) (略)

(9) 認知症加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(4)を参照すること。

(新設)

(10) 若年性認知症利用者受入加算について

3の2(13)を準用する。

(新設)

(新設)

(11) 栄養スクリーニング加算について

3の2(15)を準用する。

(新設)